災害時における無人航空機を活用した 支援活動等に関する協定書

調布市泊江市NPO法人クライシスマッパーズ・ジャパン

(連絡窓口)

第5条 甲、乙及び丙は、災害が発生した場合に必要な情報等を相互に提供することにより支援活動の円滑な運営を図るため、平常時から連絡担当を定めることとする。

(経費の負担)

- 第6条 第2条及び第3条に規定する丙の活動等(以下「活動等」という。)に 要する経費の負担は、法令その他特別に定めがあるものを除き、原則として丙 の負担とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、甲乙丙においていずれが経費を負担すべきか判 断しがたい場合は、その都度、甲乙丙が協議してこれを定めるものとする。

(災害補償等)

第7条 丙の役員,構成員その他活動等に関与した者が当該活動等により負傷, 疾病又は死亡した場合における災害補償については,丙が負担するものとする。 2 丙が活動等の実施中に第三者に損害を与えた場合は,丙がその損害の賠償 に要する費用を負担するものとする。

(協定の期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の3ヶ月前までに、甲乙丙のいずれからもこの協定を終了させる旨の意思表示がない場合、期間満了の翌日からさらに1年間に限り、この協定は更新されたものとみなす。その後においてもまた同様とする。

(その他)

- 第9条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、甲乙丙協議のうえ定めるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、この協定について、甲乙丙のうち任意の2者間 において協議することを妨げない。ただし、任意の2者間での協議により定め た事項については、残る当事者に対してその効力を及ぼさないものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を3通作成し、甲乙丙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

甲 東京都調布市小島町2丁目35番地1

調布市長



乙 東京都狛江市和泉本町1丁目1番5号

狛江市長



丙 東京都調布市国領町3丁目4番地1

NPO 法人クライシスマッパーズ・ジャパン

理事長

